

# 参 考 资 料

< 调 查 票 等 一 式 >



## 調査票等目次

1. 調査依頼状（全業種共通） .....	117
2. 産業廃棄物等に関する調査票	
・形式1（製造業、電気・水道業） .....	118
・形式2（建設業） .....	120
3. 調査票の記入要領・記入例、産業廃棄物分類表	
・形式1-1（製造業等） .....	122
・形式1-2（水道業） .....	124
・形式2（建設業） .....	126
4. 産業廃棄物等の処理等に関する意識調査票（全業種共通） .....	128



令和6年8月30日

調査対象事業者様

秋田県生活環境部長  
(公 印 省 略)

令和6年度秋田県産業廃棄物実態調査フォローアップ等調査へのご協力について（お願い）

産業廃棄物行政の推進については、日頃から格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、県では第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画を策定し、その達成状況等を把握するため、産業廃棄物の発生及び処理の状況等に係る調査を毎年度実施しています。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、本年度の調査について、次によりご協力頂きますようお願い申し上げます。（ご回答いただいた情報は統計的に処理され、事業者名等が公表されることはありません）

**なお、調査票の発送・回収、集計・解析等の調査実施を一般財団法人日本環境衛生センターに委託していますので、お問い合わせ及びご提出は、同センターへ直接お願いします。****1 提出物**

産業廃棄物等に関する調査票（令和5年度実績）【その1】【その2】【その3】

（ご記入にあたっては、同封の記入要領をご参照ください）

※調査票等は、以下のホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.jesc.or.jp/work/tabid/222/Default.aspx>**2 提出期限 令和6年10月4日（金）****3 提出方法**（電子メールなど、電子データでの提出にご協力ください）**①電子メールの場合**

以下のメールアドレスへご送信ください。

[hik-r@jesc.or.jp](mailto:hik-r@jesc.or.jp)**②郵送の場合**

同封の返信用封筒にて、以下の宛先までご返送ください。

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町 11-15 一般財団法人日本環境衛生センター 計画課
--

【調査主体】（調査業務委託者）

秋田県生活環境部環境整備課（廃棄物対策チーム）

電話：018-860-1624

【お問い合わせ先：調査業務受託者】

一般財団法人日本環境衛生センター 計画課

電話：044-287-3280





# 産業廃棄物等に関する調査票(令和5年度実績)【その1】

秋田県  
建設業

調査票番号

右記の<記入注意事項>をご確認の上、調査票に記入して下さい

事業所名					
所在地					
代表者(事業所長)氏名	記入者 (部署、氏名)				
記入年月日	令和	年	月	日	電話番号
					- - -

## 県内元請工事の有無

貴社が元請施工者として請負い令和5年度に完成した県内の工事はありますか(出来高工事を含む)。該当する番号に○を付けて下さい。

1. 元請工事あり

2. 元請工事なし

次へ

次へ

元請完成工事高 (令和5年度、消費税を含む)					
貴社が元請施工者として請負い令和5年度に完成した県内工事の年間元請完成工事高(出来高工事含む)を記入して下さい。					
千	百	十	千	百	十
億	億	億	万	万	万
円	円	円	円	円	円
					万円/年

次へ

令和5年度の1年間に産業廃棄物等は発生しましたか。該当する番号に○を付けて下さい。 ※再生利用された物、有償等で引き渡している副産物も対象として下さい。
1. 発生した。
2. 発生しなかった。

次へ

裏面の調査票(その2)に貴社から発生する産業廃棄物等の状況について記入して下さい。

## <記入注意事項>

### 1. 全般的事項

- 本調査は、事業活動によって発生する産業廃棄物・特別管理産業廃棄物、有償あるいは無償で引渡している副産物が対象となります。
- 本調査の対象期間は令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)です。
- 調査票(その2)には、貴社が秋田県で施工した全ての元請工事(出来高工事含む)から発生する産業廃棄物、副産物について記入して下さい。共同企業体(JV)による工事については、分担施工方式では各持ち分の元請工事高と発生廃棄物を記入し、共同施工方式では貴社が代表会社の場合のみ、元請完成工事高と発生廃棄物を一括記入して下さい。
- 調査票の電子データは、日本環境衛生センターのホームページからダウンロードできます。

### 2. 調査票(その1)

- 元請完成工事高は、令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)としていますが、この時期での集計が難しい場合は、なるべく近い時期の一年間の金額を記入して下さい。
- 調査票(その2・裏面)
- 自ら再生利用したもの、他者に売却したもの、無償で引き渡しているものも対象となります。
- 一般廃棄物は記入不要です(例:使用済みのOA用紙、新聞紙、新聞紙、雑誌、飲料の空き缶・空きびん・ペットボトル、厨芥など)。
- 別紙「調査票の記入要領・記入例」を参考に、産業廃棄物等の発生及び処理状況について記入して下さい。
- 同じ産業廃棄物等でも、中間処理方法や処分先が違えば、行を分けて記入して下さい。
- 発生量には、脱水や焼却など中間処理を行う前の量を記入して下さい。

### 4. 電子データ(回答調査票)の送付先

○電子データで回答された調査票は、下記のメールアドレスで提出することができます。

E-mail: hik-r@jesc.or.jp

裏面へ



# <調査票の記入要領・記入例>

- 調査対象期間**
- この調査の調査期間は、令和5年度(令和5年4月1日～令和5年3月31日)です。この期間中の廃棄物等の発生と処理・処分の状況が質問①～④までの流れに従って記入して下さい。
- 調査対象とする事業所と廃棄物**
- 調査対象とする事業所と廃棄物
  - この調査では、調査票が送付された事業所内で発生した廃棄物等だけが記入の対象となります。
  - 廃棄物がどのように分類されているかを示すために、裏面に「廃棄物等分類表」を掲げておきますので参考にして下さい。
- 発生量について**
- 発生した廃棄物の「名称」と「数量」の回答欄には、「焼却」、「脱水」、「焼却」等の処理を行う前の「名称」と「数量」をお答え下さい。
  - 自社で焼却している場合、発生した廃棄物とは焼却前のものです。(記入例Dを参考して下さい)
  - 木くず、紙くず、廃プラスチック等名焼却している場合は「③年間発生量」は、焼却前の量です。従って「①廃棄物の名称」、「②分類番号」は、焼却や事前の名称とその分類番号となります。なお、焼却後の灰の量が「⑤中間処理量」となります。
  - 自社で脱水している場合の発生した廃棄物とは脱水前のものです。(記入例E・Fを参考にして下さい)
  - 汚泥の発生量は、脱水、乾燥等の中間処理を行う前の量であり、脱水機等に投入された1年間の量が「③年間発生量」となります。なお、脱水前の汚泥を処理していない場合は、下記の式より計算して下さい。  

$$\text{重量を処理していない汚泥の発生量} = (\text{脱水後の汚泥量}) \times (100\% - \text{脱水後の含水率}) \div (100\% - \text{脱水前の含水率})$$
  - ただし、以下のものについては、中間処理後のものを発生量としてお答え下さい。  
 ○廃液、廃アクリルを公共水域(河川、公共下水道等)へ放流するために中和処理した場合。 → 中和処理後の「汚泥」を発生量とします。  
 ○含油廃水を油水分離した場合は。 → 油水分離後の「廃油」と「油でい」等を個別に(それぞれ1行ずつ)を発生量とします。

## 調査票(その2)の記入例

大字の部分が、記入事例箇所を示しています。記入例を参考にしてください。

本紙の裏面の「廃棄物等分類表」を参照して下さい。

該当する単位に、必ず○をつけて下さい。

数量又は液状廃棄物を焼却し、焼却灰が1kg未満の場合は、「0(ゼロ)」を記入し、単位はkgに○をつけて下さい。

区分	F 行	①廃棄物の名称	②分類番号	③年間発生量					単位
				百	十	千	百	十	
記入例:A	1	鉄板くず	12110						kg
記入例:B	2	機械油	0311			1	0	0	kg
記入例:C	3	プラスチック製品くず	06110			7	5	0	kg
記入例:D	4	木くず	0801			1	0		kg
記入例:E	5	排水処理汚泥	0221			5	0		kg
記入例:F	6	特定有害汚泥	0229			1	0		kg
	欄	排水処理汚泥	0221			1	0	0	kg

区分	F 行	④方法番号	⑤中間処理量					単位
			百	十	千	百	十	
W1	1	焼却						kg
U1	1	脱水						m <sup>3</sup>
Q1	1	焼却						kg
S1	1	焼却						kg
U1	1	脱水						m <sup>3</sup>
S1	1	焼却						kg

区分	F 行	⑥処理・処分先又は再生利用先の所在地	⑦処理・処分先又は再生利用先の名称		⑧処理・処分方法	⑨資源化用途
			1次	2次		
秋田	市	秋田	青森県	弘前	1-2	10
小坂	市	小坂	岩手県	八幡平	1-2	30
能代	市	能代	岩手県	八幡平	1-2	
羽後	市	羽後	岩手県	八幡平	1-2	

区分	F 行	⑩処理・処分先又は再生利用先の所在地	⑪処理・処分方法		⑫資源化用途
			1次	2次	
秋田	市	秋田	1-2	1-2	10
小坂	市	小坂	1-2	1-2	30
能代	市	能代	1-2	1-2	
羽後	市	羽後	1-2	1-2	

この欄では、中間処理、再生利用や最終処分した先の名称を記入して下さい。委託した廃棄物が中間処理後に最終処分されている場合は、中間処理業者の名称を記入して下さい。

**記入例:A**

- 鉄板の加工の際に鉄板くずが年間6t発生した。
- これは、秋田市にある焼却炉に売却した。
- 相手先では鉄鋼材料として利用している。

**記入例:B**

- 月平均で一斗缶5本ぐらいの機械油が発生した。
- 重量換算すると年間に1,080kgである。
- これは、青森県弘前市の再生業者x x x商店に処理を有料で依頼した。
- 相手先では、油水分離後、燃料として再利用している。(18kg x 5本 x 12ヶ月)

**記入例:C**

- プラスチック製品くずが年間750kg発生した。
- これは、小坂町にある焼却炉に処理を委託した。
- 委託先では、焼却処理し、埋立処分している。

**記入例:D**

- 木くずが年間10t発生した。
- 自社の焼却炉で全て焼却した。
- 焼却灰は、500kg程度で自社の処分場(横手市)で埋立処分した。

**記入例:E**

- 排水処理汚泥が発生した。
- 自社の施設で脱水→乾燥を行い、脱水後の残さが10t(含水率85%)であった。
- 脱水前の量は、計算していないので正確ではないが、脱水前の含水率が97%であるため計算すると、50t程度となる。
- 処理後の汚泥は、△△㈱に運搬を委託し、岩手県八幡平市に処分場を保有する〇〇㈱で直接埋立処分した。
- 計算式 10t x (100-85) ÷ (100-97) = 60t

**記入例:F**

- 特定有害汚泥と排水処理汚泥が10t発生した。
- 特定有害汚泥は年間10t発生し、自社の中間処理を行わず、能代市に処理施設を保有する△△産業に収集・運搬及び中間処理を委託した。
- 業者では、中和及び無害化処理した後、埋立処分している。
- また、排水処理汚泥は、濃縮後の100tを自社の施設で脱水し、処理後の残さ25tは羽後町の〇〇で埋立処分した。

●記入対象は、事業活動によって発生する産業廃棄物、有価あるいは無償で引渡している副産物です。

●同じ種類の廃棄物でも中間処理方法や処分方法、委託処理先等が異なる場合は、質問①の欄から行を分けて記入して下さい。

●処理業者へ処理・処分を委託している場合は、マニフェスト伝票等を参考に記入して下さい。不明な点は、具体的な内容を処理業者に確認したうえで記入して下さい。

④処理・処分方法コード表

⑤中間処理方法コード表

⑥処理・処分方法コード表

⑦資源化用途コード表

⑧処理後の処分方法

⑨処理後の処分方法

⑩処理後の処分方法

廃棄物等分類表(その1)

※燃焼性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は、本用紙右下の特別管理産業廃棄物の分類表をご参照ください。

1. 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)

種類	分類番号	具体例
汚泥(性状のもの)	有機性汚泥	製糖汚泥、活性汚泥(糸状汚泥)、ヒルビット汚泥(し尿を含むものは除く)、染色排水処理汚泥、クレンジング排水処理汚泥(水洗を主とする場合)、イースト菌体廃棄物、その他地味状を呈する有機性汚泥
	下水汚泥	下水汚泥
一般廃棄物	下	めっき汚泥、金属面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗滌汚泥、セメント工場排水処理汚泥、洗剤排水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃液汚泥、(金属及び有機体、麻屑)プロプラスタ(さび防止剤)に由来する汚泥、廃プラスチック(プラスチックを含む)、脱硫酸石膏、赤泥、ガラス研削汚泥、金属屑汚泥、洗車汚泥、廃白土、油水分離後の汚泥、廃顔料、その他地味状を呈する無機性産業廃棄物
	建設汚泥	建設高含水率汚泥、ベントナイト汚泥
	上	上水汚泥
	水	エンジンオイル、機油、油、燃料
	汚	魚油、魚油、ハット、ラード、天ぷら油、サラ油、アマニ油、桐油、ゴマ油、なたね油、やし油、大豆油、とうもろこし油
	物	アルコール類、ケトン、洗浄油
	油	アスファルト、タールピッチ手練、ハラフィンろう、固形石けん、固形脂肪酸、クレオン、ハスアス
	溶	タンクスラッジ、オイルスラッジ、オイルラップ汚泥、油性スラム
	剤	油のしみたウエス、油紙くず、廃吸油材、廃シール材、クレオソート廃油、アンダーコートかす、廃塗料(液状)、インクかす、廃ワニス
	油	塩酸、硫酸、フッ酸、クロム酸、リン酸、フッ化水素酸、過硫酸、スルファミン酸、ケイフッ酸、酸性洗浄液、エッチング液、漂白剤、漂白剤(漂白剤加工)、黒液(チオチオ硫酸、脱脂液(金属表面処理)、硫黄ワタ汚泥、廃クローラント液(LLC))
廃油	無機性の酸性廃液	写真定着液
	有機性の酸性廃液	干乾、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸、アルコール発酵液、アミノ酸発酵液
廃アルカリ	アルカリ性廃液	アルカリ性洗浄液、液状りん(精製アルカリ)、石灰汚泥、焼灰、アルカリ性メタノール液、ドロマリン水(精製工程、シリケート加工)、黒液(チオチオ硫酸)、脱脂液(金属表面処理)、硫黄ワタ汚泥、廃クローラント液(LLC)
	写真現像液	写真現像液
廃プラスチック	プラスチック	【熱可塑性】ポリエチレン樹脂、ポリスチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂 【熱硬化性】フェニル樹脂(ネークライト)、ウリア樹脂、エポキシ樹脂、メラミン樹脂、クレタ樹脂 【合成繊維】ナイロン繊維、ポリエステル繊維、アクリル繊維、混紡繊維、化繊ロープ、化学繊維 【その他】プラスチック製品くず、プラスチック容器、発泡プラスチック、ビニールシート、フィルム、プラスチックワイヤ、セルロイド、繊維強化プラスチック(FRP)、塗料かす(固形)、接着剤かす、合成ゴムくず、地ビ管
	バイオマス廃プラスチック	石油などの化学資源からではなくは生物資源(バイオマス)から作られたプラスチック
紙	使用済み紙	大型車の使用済み紙
	紙	普通紙・軽自動車使用済み紙
木	木くず	丸パルプ・紙・紙加工品廃棄物、印刷業、製本業、出版業等から排出される紙くず
	木くず	木くず、おがくず、かんなくず、バーク類、竹、ヘニヤ、ヘニヤボート類
繊維	繊維	ハレット、ハレットへの層の積層のために使用したこん包用の木材
	繊維	羊毛、綿、麻等の天然繊維、レオシル、アセトセルロース繊維(天然繊維が主体のもの) 【 <b>注意!</b> 】合成繊維は「 <b>廃プラスチック類</b> 」に分類されます。
動物性残さ	動物性残さ	魚・獣の骨、魚・獣の皮・肉類など、皮革くず、ボイルかす、缶詰め、瓶詰め不良品、乳製品精製残渣、卵から、貝殻、羽毛
	植物性残さ	ソースかす、醤油かす、こうじかす、漬かす、ビールかす等の精糖・醸造かす、あめかす、樹かす、てんぷらかす、豆腐かす、茶かす、米、粟、大豆かす、不浸豆、果物の皮、種子、野菜くず、葉草かす、畑かす、原料くず
動物系固形不要物	動物系固形不要物	と畜場から生ずる獣骨に属する固形物、食肉処理場から生ずる食肉に属する固形物(動物系)
	コ	ゴムくず、エポナイトくず、ゴム手袋、ゴムテープ、ゴム板くず
金属くず	鉄くず	鉄くず、スクラップ(主体が鉄製の屑)、プリキくず、トランクくず、空缶缶(鉄製のもの)
	非鉄くず	銅線、銅くず、アルミくず、アルミ缶
混合金属くず	混合金属くず	自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの
	混合金属くず	

廃棄物等分類表(その2)

種類	分類番号	具体例
ガラスくず	1310	白熱電球、蛍光灯、びん類、ガラス管、ガラス電線、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラス、ガラス製鏡、薬品ビン
	1320	セラミックス、レンガ、かわら、陶器
石膏ボードくず	1330	石膏ボードくず
	1340	コンクリート製品くず
砂	1401	珪砂、サンゴ砂、コンクリート破片
	1402	高炉灰、高炉の灰、半炉の灰、電炉の灰、電気炉の灰、キユーボラのノロ、ド
い	1403	不銹鋼、ホタテ、粉皮かす、銅じん、破片くず
	1510	コンクリート破片、コンクリートブロック破片
片	1520	アスファルトコンクリートの破片
	1600	鉄道用線路の砂利、骨材、石材、レンガ、スレート、タイル、断熱材
死	1700	家畜の死体、牛の死体、豚の死体、にわどりの死体、馬の死体
	1800	電気集じん器捕集ダスト、塵じん器捕集ダスト、煙道・煙突に付着捕集したダスト
え	0101	燃料などの煤灰(石炭灰、コークス灰、重油灰、木灰、炉排出物、クリンカなど) <b>(注意)</b> 可燃ごみなどと自己で焼却処理した場合、「 <b>燃ごみ</b> 」ではなく、 <b>焼却する前の「燃ごみ</b> 」、「 <b>燃ごみ</b> 」等を衛生処理の観点として取り扱ってください。
	0102	廃活性炭、廃カーボン
混合廃棄物	2100	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類のみを含む混合廃棄物(分別できない廃棄物)
	2200	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類以外の廃棄物を含む混合廃棄物(分別できない廃棄物)
自動車	3000	廃自動車、廃二輪車
	3100	廃電気機械器具
電池	3500	鉛蓄電池(バッテリー)、乾電池(水銀を含むものを除く)
	3600	2つ以上の異なる素材が一体的に組み合わされている製品の廃棄物
シュレッダーダスト	2300	廃自動車破砕物、廃電気機械器具破砕物
	2400	工作物の新製、改修又は除去に伴って生じた産業廃棄物であつて、石炭その重量の0.1%を超過する含有量のヒニール灰(廃プラスチック類)、スレート板、サイディング、石膏ボード(破片)など
水銀使用製品	2500	水銀電池、蛍光灯、照明器具(蛍光灯ランプ、HIDランプ、放電ランプ)、医薬品、水銀体温計、水銀血圧計など、水銀等の使用に際して含有する水銀(水銀、水銀合金)
	2600	水銀含有ばいじん等

※燃焼性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は特別管理産業廃棄物として分類されます。

2. 特別管理産業廃棄物

種類	分類番号	具体例
引火性廃油	0318	揮発油類(燃えやすい廃油、ガソリン、灯油、軽油、シンナー、トルエン、キシレン、エーサー)
	0408	水素イオン濃度指数(pH)2.0以下の廃液
腐食性廃アルカリ	0508	水素イオン濃度指数(pH)12.5以上の廃アルカリ
	2018	血液、血清、体液(精液を含む)、血液製剤、血液等が付着した脱卸はもの(注射針、メス、試薬管、カテーテル、カラスくす等)、血液等が付着した実験・手術用手袋等、病源発生時に発生した試薬・検査等に用いられたもの(試薬管、シャーレ等)、汚染物が付着した廃プラスチック類等
特定有害燃え殻	0109	特定有害物質を含む焼灰
	0219	特定有害物質を含む汚泥
特定有害無機性汚泥	0229	特定有害物質を含む汚泥
	0319	特定有害物質を含む廃油、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンを含む廃油等
特定有害廃酸	0409	特定有害物質を含む酸性廃液
	0509	特定有害物質を含むアルカリ性廃液
特定有害廃石綿等	1538	灰溶け石綿(アスベスト)、石綿含有廃棄物、水銀汚染防止缶の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など
	1409	特定有害物質を含むばいじん
廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物	7419	廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物
	7440	特定の施設において生じた水銀又は水銀化合物(水銀使用製品が産業廃棄物となったもの)に加工された水銀等(水銀を除く)、水銀若しくはその化合物が含有している産業廃棄物、又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した水銀





# <調査票の記入要領・記入例>

## 調査対象期間

- この調査の調査期間は、令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)です。この期間中の廃棄物等の発生と処理・処分状況を質問①～④までの流れに従って記入して下さい。

## 調査対象とする事業所と廃棄物

- この調査では、**専ら施工した5工種工種から発生した廃棄物等だけ**が記入の対象となります。
- 廃棄物がどのように分類されているかを示すために、裏面に「**廃棄物等分類表**」がありますので参考にして下さい。

## 発生量について

- 発生した廃棄物の「名称」と「数量」の回答欄には、「**焼却**」、「**脱水**」、「**焼却**」等の処理を行う前の「**名称**」と「**数量**」を必ずお答え下さい。
- 自社で焼却している場合**、発生した廃棄物とは**焼却前のもの**です。(記入例Cを参考にして下さい)
- 木くず、紙くず、廃プラスチック等を焼却している場合**の「③年間発生量」は、**焼却前の量**です。従って「①廃棄物の名称」、「②分類番号」は、**焼却前の名称とその分類番号**となります。なお、**焼却後の灰の量**が「⑤中間処理量」となります。
- 自社で脱水している場合**の発生した廃棄物とは**脱水前のもの**です。(記入例Eを参考にして下さい)
- 汚泥の発生量は**、脱水、乾燥等の中間処理を行う前の量であり、脱水機等に投入された1年間の量が「③年間発生量」となります。なお、**脱水前の汚泥を把握していない場合は**、下記の式より計算して下さい。  

$$\text{汚泥の発生量} = (\text{脱水前の汚泥発生量}) \times (100\% - \text{脱水後の含水率}) \div (100\% - \text{脱水前の含水率})$$
- ただし、以下のものについては、中間処理後のものを発生量としてお答え下さい。  
 ○**廃液、廃アルカリを公共水域(河川、公共下水道等)へ放流するため**に中和処理した場合、→ 中和処理後の「汚泥」を発生量とします。  
 ○**含油水を油水分離した場合**、→ 油水分離後の「廃油」と「油でい」等を個別に(それぞれ1行ずつ)発生量とします。

## 調査票(その2)の記入例

太字の部分が、記入事例箇所を示しています。記入例を参考に調査票(その2)を記入して下さい。

本紙の裏面の「産業廃棄物等分類表」を参照して下さい。

該当する単位に、必ず○をつけて下さい。

区分	F 2	F 2	①廃棄物の名称		②分類番号		③年間発生量		④方法番号		⑤中間処理量		単位
			1 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
記入例:A			1	鉄筋くず	1	2	1	10					kg
記入例:B			2	木くず	0	8	0	1					m <sup>3</sup>
記入例:C			3	廃プラスチック	0	6	1	0	A				kg
記入例:D			4	廃プラスチック	0	6	1	0	B				m <sup>3</sup>
記入例:E			6	ベントナイト汚泥	0	2	2	2					kg
記入例:F			7	コンクリートのがれき	1	5	1	0					m <sup>3</sup>
			8	コンクリートのがれき	1	5	1	0					m <sup>3</sup>

⑥処理・処分方法	⑦処理・処分先又は再生利用先の所在地	⑧方法番号	⑨処理後の処分方法	⑩資源化率	
				1次処理率	2次処理率
W1	㈱△△産業	G	1・2	10	
U1	〇〇商店	G	2	30	
S1	㈱△△	I	1・2		30
U1	〇〇商店	I	1・2		
S1	〇〇商店	I	1・2		
U1	△△△	G	2		50

ここでは、中間処理、再生利用や最終処分した先の名称を記入して下さい。委託した産業廃棄物が中間処理後に最終処分されている場合は、中間処理業者の名称を記入して下さい。

## 記入について

- 記入対象は、事業活動によって発生する産業廃棄物、有価あるいは無償で引渡している副産物です。
- 同じ種類の廃棄物でも中間処理方法や処分方法、委託処理先等が異なる場合は、質問⑩の欄から行を分けて記入して下さい。
- 処理業者へ処理・処分を委託している場合は、マニフェスト伝票等を参考に記入して下さい。不明な点は、具体的な内容を処理業者に確認したうえで記入して下さい。

④中間処理方法コード表

A: 焼却  
B: 圧砕  
C: 圧砕後焼却  
D: 焼却後焼却  
E: 油水分離  
F: 中和  
G: 中和後焼却  
H: 中和後油水分離  
I: 圧縮  
J: 圧縮後焼却  
K: 圧縮後油水分離  
L: 圧縮後中和  
M: 圧縮後中和後焼却  
N: カット・粉砕  
O: カット・粉砕後焼却  
P: 乾燥  
Q: トライクローブ  
R: 乾燥後焼却  
S: 乾燥後油水分離  
T: 乾燥後中和  
U: 乾燥後中和後焼却  
V: 乾燥後中和後油水分離  
W: 焼却  
X: 処理調整・混合  
Y: 分別・選別  
Z: その他

⑥処理・処分方法コード表

V1: 自社処理  
W1: 自社処理(委託先)で再生利用した。  
W2: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W3: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W4: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W5: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W6: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W7: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W8: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W9: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W10: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W11: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W12: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W13: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W14: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W15: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W16: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W17: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W18: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W19: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W20: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W21: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W22: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W23: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W24: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W25: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W26: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W27: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W28: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W29: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W30: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W31: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W32: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W33: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W34: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W35: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W36: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W37: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W38: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W39: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W40: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W41: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W42: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W43: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W44: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W45: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W46: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W47: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W48: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W49: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W50: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W51: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W52: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W53: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W54: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W55: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W56: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W57: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W58: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W59: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W60: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W61: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W62: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W63: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W64: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W65: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W66: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W67: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W68: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W69: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W70: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W71: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W72: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W73: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W74: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W75: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W76: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W77: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W78: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W79: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W80: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W81: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W82: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W83: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W84: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W85: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W86: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W87: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W88: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W89: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W90: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W91: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W92: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W93: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W94: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W95: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W96: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W97: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W98: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W99: 委託先(委託先)で再生利用した。  
W100: 委託先(委託先)で再生利用した。

⑩資源化用途コード表

10: 燃料原料  
20: 非鉄金属等原料  
30: 燃料  
31: 木炭  
40: 土質改良材  
41: 肥料  
42: 肥料  
43: 土質改良材  
50: 土質改良材  
51: 再生木材・合板  
60: ハルバ・紙原料  
70: プラスチック原料  
80: プラスチック原料  
90: プラスチック原料  
91: 再生油・再生油剤  
92: 中核剤  
93: 高炉還元剤  
94: コークス炉化学原料  
95: その他

記入例:A

- ・工事現場から鉄筋くずが年間9t発生したが、すべて、秋田市の㈱△△産業に売却した。
- ・相手先では、鉄鋼材料として再生利用している。

記入例:B

- ・工事現場から建設木くずが年間に2t発生したが、30t分(すべて溝材)発生した。
- ・1台当たりの重量が1t程度であるため、重量に換算すると、30tである。
- ・これは、男鹿市にある〇〇商店に料金を払って処理を委託した。
- ・相手先では、破砕チップ化し、燃料として再生利用している。

記入例:C

- ・工事現場から廃プラスチックが年間10t発生した。
- ・すべて自社の焼却炉で焼却した。その灰の量は年間1t程度であり、大淵町にある㈱△△の処分場で埋立処分した。

記入例:D

- ・工事現場から廃プラスチックが年間5m<sup>3</sup>発生した。
- ・これは、能代市にある〇〇商店に中間処理を委託した。
- ・委託先では圧縮して固形燃料を製造している。

記入例:E

- ・工事現場からベントナイト汚泥が発生したが、すべて工事現場内で脱水した。
- ・脱水後の汚泥量は、100t(含水率70%)であった。
- ・脱水前の量は、計量していないので正確ではないが、脱水前の含水率が95%であるため計算すると600tとなる。
- ・処理後の汚泥は、㈱〇〇に運搬を委託し、福島県郡山市内に管理型処分地を保有する〇〇㈱で埋立処分した。
- ・計算式 100t × (100 - 70) ÷ (100 - 95) = 600t

記入例:F

- ・工事現場からコンクリートのがれき等が10tダンブで12台発生した。重量に換算すると120t程度である。
- ・このうち、10tは、㈱〇〇に収集・運搬を委託し、仙北市に処分場を保有する㈱〇〇で埋立処分した。
- ・残りの10tは、小坂町に破砕プラントを保有する△△㈱に中間処理を委託した。△△㈱では破砕後、骨材として再生利用している。

廃棄物等分類表

産業廃棄物

種別	分類番号	具 体 例
汚泥 (産業のもの)	0211	排水処理汚泥、ヒルビット汚泥(し尿を含むものは除く)
有機性汚泥	0222	建設高含水率汚泥、ペントサイト汚泥、道路側溝汚泥、建設残土は除く
無機性汚泥	0223	重機等の潤滑油、エンジンオイル、機油、グリス、切削油、絶縁油
一般廃棄物	0311	アルコール類、ケトン、洗浄油
溶剤	0320	アスファルト、タービッチ類
油	0330	タンクストラップ、オイルトラップ汚泥、油性スカム
油	0340	油の滲みたワエス、油紙等、吸吸油材、廃シール材、クレスソート廃油、アンダーコートカ
油	0350	油、廃塗料(液状)、インクかす、廃ニス
廃酸	0401	廃液で酸性を呈するもの
廃アルカリ	0501	廃液でアルカリ性を呈するもの
プラスチック類	0610	【熱可塑性】ポリエチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂 【熱硬化性】フェニル樹脂(ヘククラト)、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラニ樹脂、ウレタン樹脂 【合成繊維】ナイロン繊維、ポリエステル繊維、アクリル繊維、湿紡繊維、化繊ロープ、化学繊維 【その他】プラスチック製品かす、プラスチック容器、発泡スチロール、ビニルシート、プラスチックパイプ、セルロイド、繊維強化プラスチック(FRP)、フィルム、プラスチックカス、合版コマかす、並七書 塗料かす(固形)、接着剤かす、合版コマかす、並七書
使用済みタイヤ	0620	使用済みタイヤ
石含有産業廃棄物(非飛散性)	0630	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿その重量の0.1%を超えて含有するもの。
紙	0701	建材の包装紙、建設現場から排出される紙かす
木	0801	木材かす、おがくず、かんばくくず、パルク類、竹、ハニヤ、ハニヤボード類、伐採木、伐採材、伐断材
繊維	0900	ハレット、ハレットへの建物の積付けのために使用したこの包用の木材
ゴムくず(天然ゴム)	1100	羊毛、綿、絹、麻等の天然繊維、レーヨン、アセテート、人造絹糸(天然繊維が主体のもの)
鉄くず	1210	天然ゴムくず
非鉄くず	1220	鉄線、鋼くず、アルミくず、アルミ缶
混合金属くず	1230	自社にて分別を行わなかったものや分別不可なもの
ガラスくず	1310	白熱電球、窓ガラス、びん類、ガラスウール
陶磁器くず	1320	かわら、土管、陶管、タイル
石膏ボード	1330	石膏ボードくず
石綿含有産業廃棄物(非飛散性)	1350	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿その重量の0.1%を超えて含有するもの。
コンクリート破片	1510	コンクリート破片、コンクリートブロック破片
コンクリート破片	1520	アスファルトコンクリートの破片
レンガ破片など	1530	鉄道用線路の砂利、骨材、石材、石灰、スレート、タイル、断熱材
石綿含有産業廃棄物(非飛散性)	1540	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿その重量の0.1%を超えて含有するもの。
安定型混合廃棄物	2100	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類のみを含有する混合物で分別ができない廃棄物
管理型混合廃棄物	2200	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類以外の廃棄物を含有する混合物で分別ができない廃棄物
廃自動車	3000	廃自動車、廃二輪車
廃電気機械器具	3100	プリント配線板、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、パソコン、電話機、自動販売機など
廃電池	3500	乾電池(水銀を含むものを除く)
複合材料	3600	2つ以上の異なる素材が一体的に組み合わされている製品の廃棄物
水銀使用製品産業廃棄物	2500	水銀電池、空気圧縮電池、照明機器(蛍光灯ランプ、HIDランプ、放電ランプ)など、水銀等の使用に関する表示がある製品
水銀含有ばいじん等	2600	水銀を1kgにつき15mgを超えて含有するもの(ばいじん、粉えん、粉泥、鉱さい) 水銀を1Lにつき15mgを超えて含有するもの(廃酸、廃アルカリ)

特別管理産業廃棄物

種別	分類番号	具 体 例
引火性廃油	0318	揮発油類(燃えやすい廃油、ガソリン、灯油、軽油、シンナー、トルエン、キシレン、エーテルなど)
腐食性廃油	0408	水素イオン濃度指数〔pH〕が2.0以下の廃液
腐食性廃アルカリ	0508	水素イオン濃度指数〔pH〕が12.5以上の廃液
特定有害廃棄物汚泥	0229	特定有害物質を含む汚泥
特定有害廃棄物汚泥	0319	特定有害物質を含む汚泥
特定有害廃棄物汚泥	0409	特定有害物質を含む酸性廃液
特定有害廃棄物アルカリ	0509	特定有害物質を含むアルカリ性廃液
特定有害廃棄物廃石棉等	1538	吹き付け石棉(アスベスト)、石棉含有保温材
廃PCB	7419	廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物
廃水銀	7440	特定の製品において生じた水銀水銀又は水銀水銀化合物(水銀使用製品が産業廃棄物となったもの)に封入された水銀水銀等(除く) 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物、又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した水銀

※発毒性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は特別管理産業廃棄物として分類されます。

調 査 票 番 号

## 産業廃棄物等に関する調査票【その3】

「産業廃棄物等に関する調査票」と同様に記入し、併せてご返送ください。  
 なお、「産業廃棄物等に関する調査票」の【その1】にて、「廃棄物等の発生がない」とご回答いただいた場合は、本調査票の回答は不要です。

### 設問1 電子マニフェストの利用状況について

貴事業所では、「電子マニフェストシステム」を利用していますか。該当する番号を1つ選び、○を付けてください。また、「2」を選択した場合は導入時期を、「3」を選択した場合は利用しない理由をご回答ください。

- ( ) 1. システムを利用している。
- ( ) 2. システムの利用を予定、又は検討している。 → 導入予定時期：令和\_\_\_\_\_年頃
- ( ) 3. システムは利用しない。
- ( ) 4. 電子マニフェストシステムを知らない。

上記で「3. システムは利用しない」と回答した方にお伺いします。システムを利用しない理由について、該当する全ての項目に○を付けてください。(複数回答可)

- ( ) A. 排出量が少ない。又は取引先が少ない。
- ( ) B. 取引先で導入されていない。
- ( ) C. 独自システムで管理している。
- ( ) D. コストの問題がある。
- ( ) E. システムが難しくて分からない。
- ( ) F. 現状として問題がない。
- ( ) G. その他(具体的に：\_\_\_\_\_)

### 設問2 廃プラスチックの資源化状況について

貴事業所では、廃プラスチックを資源として循環させる取組みを行っていますか。該当する番号を1つ選び、○を付けてください。

- ( ) 1. 取組みを行っている。
- ( ) 2. 取組みを行う予定がある。又は検討している。
- ( ) 3. 取組みは行わない。

### 設問3 自由記載(県への要望等)

産業廃棄物等の減量化・リサイクル、適正処理等を推進するにあたり、県への要望等があればご記入ください。

(例) 適正処理・リサイクルに関する研修会等を実施してほしい  
 環境負荷の少ない製品や、リサイクル認定製品の普及等に対する支援をしてほしい 等

以上で、アンケートは終了です。ご回答ありがとうございました。